

# 『日向市文化スポーツ大会等出場奨励金』について

(令和8年4月1日改定)

「日向市文化スポーツ大会等出場奨励金」(以下「奨励金」という。)は、芸術文化の発表会、コンクール等又はスポーツ競技大会へ、県代表 又は 九州代表 として(九州大会以上の大会等) 出場する場合に、奨励金として交付するものです。

## 1 奨励金の条件 及び 申請の制限

### ○条件

#### ①交付対象者

- ・日向市内に住所を有する者であること。
- ・団体の場合の交付対象者は、大会等の開催要項等で定められている登録選手、監督、コーチ及び介助者(いずれも本市に住所を有する者(介助者を除く。))に限る。

#### ②交付対象大会

- ・九州大会以上の大会
- ・出場する大会等は、公共的団体、各種スポーツ団体及び文化団体等が主催するもの。

### ○制限

奨励金の申請は、交付対象者につき、年1回限り。ただし、既に奨励金の交付を受けた交付対象者が同一年度中に交付された奨励金の額より高額となる奨励金の交付対象となる開催地の大会等へ出場する場合は、当該差額分に限り、再度奨励金の申請ができます。

## 2 申請の手続き

○ 「日向市文化スポーツ大会等出場奨励金交付申請書(様式第1号)」に、次の書類を添えて、大会等の開催日の属する年度の末日までに、スポーツ競技大会等に関してはスポーツ振興課、芸術文化の発表会、コンクール等に関しては、文化・生涯学習課に提出してください。

- (1) 出場する大会等の内容がわかる開催要項等の書類。
- (2) 本奨励金の交付対象者(日向市に住所を有する者に限る)の名簿
- (3) 宮崎県地区又は九州地区の代表として、大会等に出場することを証明する書類
- (4) 振込先の通帳、名義人及び口座番号を確認できるものの写し
- (5) その他必要となる書類がある場合があります。

### 3 実績報告

○奨励金の交付決定者は、大会等への出場が終了した後、速やかに「文化スポーツ大会等出場実績報告書（様式第3号）」に次に掲げる書類を添えて、スポーツ振興課又は文化・生涯学習課に提出してください。

- (1) 大会等に出場したことが確認できる出場者名簿、大会パンフレット等
- (2) 大会等における成績又は活動がわかる書類
- (3) 交付対象者が大会等に出場したことが確認できる写真
- (4) その他必要となる書類がある場合があります。

**※奨励金は、「実績報告」を提出した後に、口座振込で交付します。**

**実績報告の提出から振込まで約3週間かかります**

### 4 奨励金の額

項	大会等の開催地	奨励金の額	
		個人で出場する場合 (1人当たり)	団体で出場する場合 (1団体当たり)
1	宮崎県内	3千円	団体の場合の交付対象者の数に3千円を乗じて得た額。(ただし、当該額が5万円を超えるときは5万円とする。)
2	九州地区(沖縄県を除く。)	5千円	団体の場合の交付対象者の数に5千円を乗じて得た額。(ただし、当該額が10万円を超えるときは10万円とする。)
3	四国地区、中国地区又は近畿地区	7千円	団体の場合の交付対象者の数に7千円を乗じて得た額。(ただし、当該額が10万円を超えるときは10万円とする。)
4	前3項に掲げる地区以外の地区	1万円	団体の場合の交付対象者の数に1万円を乗じて得た額。(ただし、当該額が10万円を超えるときは10万円とする。)

日向市スポーツ振興課（日向市役所3階8番窓口）

直通Tel66-1039

電子メール：spo@hyugacity.jp

日向市文化・生涯学習課（日向市役所4階4番窓口）

直通Tel66-1038

電子メール：syougaiakusyu@hyugacity.jp